

プレゼンテーション実施要領

1 趣旨

プレゼンテーションは、市が提案内容の確認を行い、提案書ならびに要求事項実現性評価書に対する評価の精度を高めることを目的としている。

2 実施内容

提出した提案書に記載している要求事項の理解および実現方法について、実機操作等を用いて説明すること。特にアピールしたい内容がある場合はこれについて説明してもよい。

3 実施方法

(1) 実施日

令和7年11月10日(月)

詳細な日程は、市が指定して個別に連絡する。

予定であるため、変更のある場合は、個別に連絡する。

(2) 時間

午前9時00分から午後5時15分までの間で、質疑応答含め40分以内とする。

(3) 実施場所

松本市役所(東庁舎4階 第二委員会室)

4 注意事項

(1) 原則として指定された日時に実施するものとする。

(2) 開始50分前から機材の調整等の準備は可能である。ただし、調整の遅れ等により終了時間を延長することは認めない。

(3) プレゼンテーションを実施する環境として、電源、電源ケーブル、プロジェクター、スクリーンは市の設備を使用できる。このほかに必要な機材は提案者が準備すること。

(4) プレゼンテーション時に配布及びスクリーンへ投影することができる資料は、提出書類及び提案システムのみとする。

(5) 説明は、実際のプロジェクト責任者等が実施すること。ただし、システム操作はこれ以外のものが行って差し支えない。